

本委員会は、会議日程に従い、去る9月1日の本会議終了後に正副委員長を選出し、9月12日に審査を行いました。

審査に当たっては、各会計決算の概要について、会計管理者を始め担当課長から説明を受け、1名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われました。その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただきます。後日、会議録によりご承知おきますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定につきましては、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定につきましては、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員各位から出されました質疑、意見などについて十分意を用いられ、事務の執行に当たられますよう希望を申し上げ、決算特別委員会の審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定について及び日程第2、認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、認第1号 平成19年度長井市歳入歳出

決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔総務・文教常任委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成20年第4回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案4件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第73号 長井市ふるさと応援寄附条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、本市を応援する個人または団体から

の寄附金を募り、魅力あるまちづくりを推進するため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、寄附金を適正に管理するため、この条例の中で長井市ふるさと応援基金の設置を規定しているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この条例のPRの方法や寄附者が寄附してよかったと感じ、長井市にまた寄附しようと思わせる方策はあるのかとの質疑がされ、総務課長からは、取り組みがおこなわれている状況であるが、企画調整課と連携をとりながら、ホームページに寄附手続の流れなど、わかりやすく掲載していくとともに、長井ファンクラブへの周知や、寄附者に地元の特産品を送ることについても検討していかねばならないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、基金の規模はどのくらいを想定しているのか、逆に長井市からほかに流出することはないのかとの質疑がされ、総務課長からは、今年度の基金は多くは望めないが、流出もそんなにないと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、地方自治法の改正内容は、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬の規定に関する整備の2点であり、関係する3本の条例を改正するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正す

る条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区などを定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長から、この条例改正は5月臨時会に提案すべきものであったが、人事異動等により見落としてしまったもので、実害はないが、今後十分注意したいとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市公民館のさらなる活性化と長井方式による運営を推進するため、指定管理者制度を導入するに当たり、関係条例を整備すべく提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、一般質問で直営としない理由として、「公民館主事は定時補助職員や嘱託職員に合わない」との答弁であったが、これまでも公民館主事の身分は変遷し、実態に合うように給与等を別建てで取り扱ってきており、規定を見直すことで適用することができるのではないかと質疑がなされ、中央公民館長からは、公民館主事の身分は非常に細部にわたって定められ、これを現在の定時補助職員のものに当てはめることは不可能であり、また特別職の報酬に当たる嘱託職員に当てはめることも非常に難しいとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは指定管理者制度の導入が指揮命令権や賠償の問題だとすれば、直営にした方がすんなり解決するのではないかと質疑がなされ、教育長からは、直営にすることは今の行財政改革の流れに逆行するもので、住民主導型の長井方式を堅持するために指定管理者制度を導入するものであり、直営に戻すことは考え

+

ていないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、受け手側の理解が十分ではなく、公民館主事に対する説明では、「直営になると待遇が下がる」との説明をしている。一般質問で教育長は、再度主事に対して疑問点を説明する、話し合いを持つとのことであるが、その時期はとの質疑がなされ、教育長からは、今月中に話し合いを持ちたいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、導入が決まった後に話を聞いて理解を求めるのか。公民館の活性化には主事の力量によるところが大きい。要望が出たら、取り入れることができるのかとの質疑がなされ、教育長からは、取り入れられるものは取り入れるが、「直営にしろ」と言われてもそうはならない。こちら側の考えを説明し、若干でも不安が取り除かれればと考えているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、中央公民館を廃止し、子育て事業などの市全域の業務や給与の事務を中央地区公民館に新たに加えるとしているが、中央地区公民館もほかの地区館と同じ体制にし、中央公民館の業務は文化生涯学習課に置いた方がすっきりしたわかりやすい組織体制ではないかとの質疑がなされ、教育長からは、今まで中央公民館の主事が行っていた事業を人と一緒に中央地区公民館で行うことで整理したとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、何のために平成20年度に特別枠として地域コミュニティ事業を予算化したのか、指定管理者制度導入後生かされるのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、必要なものであれば、管理料にプラスすることとなると思うとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、運営協議会は人格のない社団として税の対象にならないか、税務事務が発生しないかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、現在も課税団体であるが、税務署から

免除対象とされている。指定管理者制度導入後も毎年申請をして、判断いただくことになるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、指定管理者になれば、世帯協力金や団体からの寄附金、すべてが収入になり、課税の対象とされるのではないか。また社会教育法上の公民館であれば、運動会等の公民館事業への寄附は市の歳入にして、管理料として支出すべきものではないかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、どういうケースが課税になるのか早目に情報を得たい。世帯協力金であれば真っすぐ実行委員会できると考えるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは各地区の施設によって、使用料が入るところ、市の歳入になるところがあり、各地区ごとに違う協定書を締結することになるのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、使用料が入るところは、過去3年の使用料を精査し、相当額を管理料から差し引く。また光熱水費も館ごとに異なり、それぞれ精算するので、同じ協定書にはならないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、全館同時に制度導入できるのか、受け手はどこかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、結論には達していないが、豊田地区は振興会という組織を運営母体とし、ほかの5館は運営協議会ということで進んでいるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、地区への説明をしているが、指定管理者について理解されていない。長続きするのか、代がかわっても運営協議会が責任を持って引き受けてやってくれるのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、基本的なことが何点かある中で、ねらいの部分は打ち出しているの、ある程度理解は得ているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、いつまでも社会教育法に沿った公民館ではなく、コミュニティセンター

化していく必要があるのではないかとこの質疑がなされ、教育長からは、指定管理者制度で社会教育法上の位置づけをしながらやっていく段階で、いろいろな課題、要望が出たときに、これからの公民館をどうするか検討しなければならないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、非公募ということで、社会教育法遵守が受け手側の手かせ足かせにならないか、リスク分担が重圧となって萎縮しないか、公平性、公共性が重視され、行政主導と同じということにならないかとこの質疑がなされ、中央公民館長からは、社会教育法を遵守することによって、どういったことができ、どういったことができないのか、指針をつくって示したい。リスク分担については、事業費のみ赤字になったからといって補てんされないが、それ以外についてのリスクは残らない。公共性については、館長会、主事会を月1回開催し、意思統一を図っていききたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、「運営から何から任せます」と。「お金も渡しています」といった行政の無責任化を防ぐ具体的方策は考えているのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、年度ごと評価をする方針になっており、先進地を勉強し、よりよい評価表をつくっていききたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市の指定管理者制度の導入が少なく、制度の目的は別として、やりやすいところからやろうとしているのではないかとこの質疑がなされ、中央公民館長からは、公民館の活性化を図るにはどうすればよいのか、さまざまな整理を行った結果の指定管理者制度導入であり、導入ありきではないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、指定管理者制度を全面的に反対だとは考えていないが、地区公民館の運営は指定管理者制度になじまない。指定

管理者制度を導入するというのは、管理を委託する側にとっても、受託する側にとっても、双方にメリットがなければならない。現実的に地区の運営協議会の役員など話をして感じるが、喜々としてやっている人は余りない。そこに管理をお願いするということになり、3年後あるいは5年後、ちゃんと定着するのか不安であり、その段階でまた考え直さなければならなくなる可能性が高い。また、将来的に公民館というのは地域コミュニティの核になっていくものであり、今の運営は社会教育法上の公民館となっているが、このまま地区館は社会教育法上の地区館でいいとはいかず、5年後、10年後に必ずまた変えなければならない事態が起きてくる。そのことを思うと、今、軽々に指定管理者制度を地区公民館に導入すべきではない。また、指定管理者制度導入ありきではないといっても、実際それを担う職員などには、説明する際に仕方がないというあきらめさせるような言い方をし、認めさせるという手法をされたことに憤りを感じる。

今回、仮にこれが通ったとしても、何でしなければならないのか。これまでと何が違い、何がよくなるかなど、住民に説明することができない。よって、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度は時代に沿った民間の特性、市民の力を行政にという非常によい制度である。ただ、公民館に導入するについては、市民あるいは民間が行政化してしまうのではないかと。行政が無責任化してしまうのではないかとこの危険性はあるが、努力をする、またその方策を設けているという説明があったので、危険が予想されるところに至らないように努力するようお願いをし、また指定管理者制度の対局にある直営は、まさに時代に逆行する流れであり、自立計画にも反する考え方であると思うので、本案に賛成であるとの意見が出され

+

たところであります。

また、委員からは、指定管理者制度を導入し活用することは賛成だが、指定管理者制度の目的、ねらいとする住民サービスの向上、あるいは管理経費を縮減し、行財政改革に資するということが十分に果たせなければ導入の意味がなく、今回の公民館に対する導入の内容はふさわしくないのではないかとわざわざ言わざるを得ない。さらに、指定管理者制度導入は、すべて教育委員会施設であり、教育委員会のみ中心にという傾向があるが、市全体として十分に指定管理者制度の導入の検討を進めるべきだと思う。

さらに、公民館の将来のあり方というのは、地域コミュニティセンターという方向であり、これを断行するのは市トップの強力なリーダーシップを進める以外ないが、本当に将来の姿を見るのであれば、公民館が指定管理者制度導入する施設としてどうあるべきかという検討が若干欠けていると思うので、現時点では本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、地方分権の推進、少子高齢化の進行などにより、地域の行政需要が増大し、地方自治体が果たす役割は重要になっているが、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで、地域、自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉など、住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できない。

地方財政圧縮を進める政策の転換を図り、地

方税の充実・強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することで、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、国、地方の税収配分を5対5にというのは地方が求めているものかとの質疑がなされ、財政課長からは、平成18年度租税収入は国税60%、地方税40%で、歳出では地方が59%と逆転している。5対5を求めているのは、地方の声であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国の財政責任は極めて重いと指摘されているが、この責任を感じていると思うかとの質疑がなされ、財政課長からは、長井市では何度となく財政計画を立て、歳出抑制に努めてきたが、地方交付税が10年前より10億円も少なくなっており、幾ら頑張っても財政状況はよくなる。国の責任は重いと答弁を受けたところあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第11号 電源開発促進税の見直しと新たな自然エネルギー促進法の制定を求める請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、異常とも言える原油高のために、多くの物価引き上げに続き、電気代も値上げされようとしており、また地球温暖化の問題解決も抜き差しならない段階に来ている。電力消費量は1,000キロワット時当たり375円の電源開発促進税を払い、年間4,000億

円近い電源開発促進税は主に原発立地促進対策に使われているが、立地が進まない中ではこれを見直して、再生可能なエネルギー開発に税の用途をシフトさせ、また一日も早い脱石油社会を目指して、地域の特性に応じた自然エネルギーの開発促進や自治体と市民の連携を伴う新たな自然エネルギー促進法に取り組むことを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、電源開発促進税が余っているとあるが、どのくらいあるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、国の電源開発促進対策特別会計となり、平成17年度は597億円、平成16年度は875億円の剰余金が発生してるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第73号 長井市ふるさと応援寄附条例の設定についてから、日程第5、議案第75号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第73号 長井市ふるさと応援寄附条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決でありま

す。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第73号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第74号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第75号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第76号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 議案第76号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する案について、反対の意見を申し上げます。

+

本案は、各地区公民館の管理運営に指定管理者制度を導入するための提案であります。今年度までのように市直営方式で、事業費と主事の人件費を委託する一部民間委託と比較してどのようなメリットが生まれるのかなどについて疑問のあるところです。

公民館への指定管理者制度導入について、今議会において一般質問で3人の質問があり、予算総括質疑において1人の質疑、そして議案付託になった総務・文教常任委員会において長時間質疑がなされたようです。

地区公民館活動は、各地区公民館から負担金をいただいたりもします。また、事業展開には関係住民のボランティアによる支援がなければ実施ができないわけで、議会で導入を決めたとしても、地区住民に納得が得られなければ今後の運営について心配なところでもあります。

これまでも地区公民館の運営は長井方式として定着し、住民ともいい関係を保ってきたと思いますが、質疑の中においては「これまでと何ら変わらない」と答えたと思えば、「公民館職員の館長、主事は、教育委員会の任命であったものが、指定管理者制度への移行後は教育委員会の任命権限はないので、一通の辞令もない」と答えるなど、これをこれまでと変わらないという根拠はどこにあるのでしょうか。極めて疑問であります。

運営方針の資料によると、各地区公民館の管理運営を地域の任意団体である公民館運営協議会がその指定管理者になりますと、行政依存から脱却、自主自立の一步としたいなどとなっており、これまでよりも自由な事業展開ができるように見えます。しかし、まちづくり事業も含めた事業展開、館長も含めた職員3人の賃金や労働条件も運営協議会で決められるとしている一方で、藤原議員の質問に答えて、「社会福祉協議会の保育士賃金と体系を合わせたい」「時間外手当も今はばらばらだが統一したい」

などという言葉に見えるように、指定管理者制度に移行になっても、教育委員会との連携の名のもとに、依然として教育委員会による支配の権限が及ぶ団体になると考えられます。この意味では、何も変わらないのかもしれない。

わかりやすく地区公民館の管理運営が指定管理者制度に移行した場合、一般の企業で置きかえてみますと、管理運営を受託した公民館運営協議会会長は、いわゆる取締役社長で経営責任が発生します。ほかの運営員は役員となります。社長、運営協議会の会長が公民館長を任命しますが、現場の責任者ですから、工場長あたりの役職です。主事は一般社員となると思います。そこで、教育委員会の役回りとしては、経営は指定管理者にお任せすると言いながら、大事なときに口を出す株主あたりになるのではないのでしょうか。社長や工場長は名ばかりの管理職とならないように適法な運営をしてもらいたいと思いますが、かなり難しい課題が伴うと思います。

質疑の全体を通して、各地区公民館の指定管理者移行について、教育委員会の準備不足が随所に感じられますし、理由づけにも無理があると考えます。よって、時期尚早であると考え、来年度から実施とする条例提案に対して、反対の意見といたします。

○佐々木謙二議長　ここで、議事日程第4号の訂正をお願いいたします。

日程第6、請願第76号と記載してありますが、正しくは日程第6、議案第76号でございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第76号について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第76号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願及び日程第8、請願第11号 電源開発促進税の見直しと新たな自然エネルギー促進法の制定を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第11号 電源開発促進税の見直しと新たな自然エネルギー促進法の制定を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第4回市議

会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、請願第7号 地域医療の拡充を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

少子高齢化の進展による医療費の増大、医療ニーズの多様化などにより、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在、看護師を始めとした医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、医療過疎や医療の貧困とも言える状況に全国で直面しているが、政府や財政諮問会議等は増大せざるを得ない医療サービスや医療保険財政を歳出抑制の観点のみで乗り切ろうとしている。

昨年末に出された「公立病院改革ガイドライン」では、経営の効率化、再編、ネットワーク化や経営形態の見直しなどのプラン策定を義務づけているが、山形県では公立病院の依存率が高く、再編、ネットワーク化によっては地域医療の低下が懸念される。地域医療は住民の生命、健康に直結する不可欠なライフラインの公共サービスであり、全国民が安心して信頼できる医療を地域で受けられるための政策及び財政措置を講ずるよう、関係機関に意見書提出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、置賜病院でも看護師不足が常態化しており、原因の一つに、看護学校が置賜の中に少ないことが挙げられると思う。置賜管内での看護学校として三友堂病院があるが、定員は何人か。また、ほかにはあるか